

契 約 書

(指定居宅介護支援事業所重要事項説明書)

利用者：				様
説明日：	年	月	日	

医療法人社団睦会
ふれあい訪問看護ステーション

ふれあい訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

重要事項説明書

〈平成 27 年 11 月 1 日現在〉

1. 事業所の概要

事業者法人名	医療法人 社団睦会
所在地	岐阜県羽島郡笠松町円城寺 9 7 1
代表者名	服部 福德
電話番号	058-388-3300

事業所名	ふれあい訪問看護ステーション
介護保険事業所番号	岐阜県 2160690018 号
提供サービス	居宅介護支援事業
管理者	加藤 智美
所在地	岐阜県羽島郡笠松町円城寺 9 7 1
電話番号	058-388-2432
通常サービス提供地域	羽島郡（笠松町・岐南町） 岐阜市（長良川以南）・各務原市・羽島市 一宮市（北方町・木曾川町）

2. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

医療法人社団睦会が開設する、指定居宅介護支援事業所ふれあい訪問看護ステーションが行う事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は、要支援状態にある利用者に対して、適正な介護支援業務を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ・利用者が要支援、要介護状態となった場合、その可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して行う。
- ・利用者の要介護認定等に係わる申請に対して、利用者の意志を踏まえ、必要な協力を行う事とする。又、利用者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
- ・事業の実施にあたっては、利用者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健・医療・福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護サービスを提供されるよう、配慮し努める。

3. 職員体制

H27. 11. 1 現在

管理者（看護師）	1名（常勤兼務1名）
介護支援専門員（看護師・介護福祉士）	3名（常勤兼務1名・常勤専従1名・非常勤兼務1名）
事務職	1名（常勤兼務1名）

*（当事業所は、介護支援専門員は看護師・介護福祉士です。看護師は、訪問看護業務と兼務で行います。）

4. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	8：30 ～ 17：00
土曜日	8：30 ～ 12：30

- ・国民の祝日及び年末年始（12月30日から1月3日）は祝祭日の扱いとする。
- ・緊急時は、事業所の従業員が持つ携帯電話への転送システムにて電話対応とする。

5. 事業の提供方法、内容

- 1) 介護支援専門員の身分証明の提示を行う。
- 2) 要介護認定等申請・更新申請の代行。
- 3) 被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び有効期間の確認。
- 4) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成。
 - ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - ② 地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - ③ サービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
 - ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、同意を受けます。
 - ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- 5) 経過観察・評価
 - ① 利用者及び家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
 - ② 居宅サービス計画の目標に沿って、サービスが提供されるようサービス事業者等の連絡調整を行います。
 - ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- 6) サービス担当者会議の開催
- 7) 介護保健施設の紹介

6. 居宅介護支援事業の記録

- ① 居宅介護支援事業における業務の支援内容の必要事項を記録します。
- ② 事業者は、記録を整備した日から5年間は適正に保管します。

7. 利用料、その他の費用

- (1) 居宅サービス計画作成の報酬
居宅サービス計画作成費用全額を保険から支払いを受ける為、利用者負担はありません。
- (2) 居宅サービス事業者との連絡調整手数料
原則として利用者負担はありません。
- (3) 給付管理業務の報酬
原則として利用者負担はありません。
- (4) 要介護認定等の申請援助の報酬
原則として利用者負担はありません。
- (5) 交通費
 - ① 通常の事業実施地域の方は、利用者負担はありません。
 - ② 通常の事業実施地域を超える方は、250円いただきます。

8. 通常の事業実施区域

羽島郡笠松町・岐南町、岐阜市（長良川以南）、各務原市、羽島市、一宮市（北方町・木曾川町）

9. 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一、事故が発生した場合、状態の変化などがあった場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

また、利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。

10. 損害賠償

利用者に対する介護支援専門員の業務の提供にあたって、万が一事故が発生し利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者が故意過失がなかった場合には、この限りではありません。

利用者又は家族に重大な過失がある場合は、賠償を減額することが出来ます。

11. 秘密保持

業務上、知り得た利用者家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の①②のような場合については、その情報を使わせていただきます。

- ① 介護保険サービスの利用のために市町村、居宅介護支援事業所、その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは、適切な療養のための医療機関への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表。なお、この場合、利用者個人を特定出来ないように、仮名等を使用することを厳守します。

12. 個人情報の保護

利用者、家族の方の個人情報は、別紙個人情報利用目的以外には使用しません。

個人情報の利用にあたり、ご要望がありましたらお知らせください。

利用者又はその家族から、個人情報の開示・訂正・利用停止等があった場合は対応します。

13. 虐待防止に関する事項

虐待防止に関する法を遵守し適切に対応いたします。

利用者が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに市町村に通報いたします。

14. 苦情対応

- ・ 常設窓口 羽島郡笠松町円城寺971
医療法人社団睦会 ふれあい訪問看護ステーション
担当者 加藤 智美
電話 058-388-2432
- ・ 対策方法 サービス事業者が苦情報告と改善について指示を行う。
サービス事業者が苦情に対し、改善する措置を行わない場合、利用者の了解を得て、サービス事業者の変更を行う。
その他、サービス事業者も含め、苦情に関する検討委員会を開催し、業務等の改善に努める。

* ご不明なことは、どんな事でも、お気軽にご相談下さい。

契 約 書

(指定居宅介護支援事業所重要事項説明書)

利用者 :				様
説明日 :	年	月	日	

医療法人社団睦会
ふれあい訪問看護ステーション

居宅介護支援利用同意書

平成 年 月 日

当事業者は、居宅介護支援事業の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書（ 年 月 日説明）に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

ふれあい訪問看護ステーション

岐阜県羽島郡笠松町円城寺971

説明者 _____ 印

管理者 加藤 智美 印

私は、居宅介護支援事業の利用にあたり、重要事項説明書（ 年 月 日説明）に基づいて、ふれあい訪問看護ステーション居宅介護支援事業所から、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(本人記載困難時)

代筆者氏名 _____

(続柄)

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印